

平成 24 年 11 月 22 日

会 員 各 位
準会員 各 位

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス協会
会 長 山 田 春 雄

平成 25 年度の入札要望に対する北海道からの回答について

時下、会員及び準会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、「平成 25 年度の入札要望」について、北海道知事から平成 24 年 10 月 25 日付けで、別添のとおり回答がありました。

この回答について、平成 24 年 11 月 21 日に、北海道総務部総務課の主幹等と意見交換を行うとともに、次のとおり申し入れを行いましたのでお知らせいたします。

記

- 1 国交省の積算基準に基づく積算及び最低制限価格の決定について、知事部局の他、道警、教育庁、振興局、保健所などにもさらに周知徹底を図るとの回答を得た。
- 2 履行要件の確認は、知事部局では既に実施されているが、他の部局でも実施するように働きかけをしていただきたい。
- 3 検査・評価について、徹底した指導をしていただきたい。
- 4 総合評価方式については、試行段階であるとのことであるが、当協会の要望を踏まえ、均衡のとれた制度の確立に向けて、検討をしていただきたい。

総務第 1416 号
平成24年10月25日

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス協会
会長 山田 春雄 様

北海道知事 高橋 はるみ

平成25年度入札等の要望に対する回答について
日頃から、北海道の庁舎管理業務に御協力をいただきお礼申し上げます。
さて、平成24年10月11日付けで御要望いただいた内容について、別紙のとおり回答いたしますので御承知願います。

連絡先
総務部総務課総括グループ
電話 011-231-4111 (内線22-128)

平成25年度入札等の要望に対する回答

要望1 適正な予定価格の積算方法の周知と実施確認について

回答1 適正な積算方法の徹底や仕様・内容の明確化について、来年度の入札に向けても周知します。

要望2 最低制限価格の決定方法の見直しと低入札価格調査について

回答2 最低制限価格の設定率については、平成22年12月に引き上げの改正を実施したところであり、更なる引き上げについては、今後他府県の動向を見ながら検討していきます。

なお、低入札価格調査制度の基準価格の算定については、最低制限価格の設定率と同様の計算方式を採用しています。

また、障がい者就労支援のための総合評価入札制度については、現在、保健福祉部と経済部の出先機関で試行的に実施している段階であり、H23から庁内にワーキンググループを立ち上げ、制度の充実に向けた検討を行っていますが、事例をさらに重ね、検討を継続することとしているところです。

(入札価格の評価方式について)

要望4 履行保証のため業務計画書等提出の義務化

回答4 契約締結時の提出を義務付けしているので、(総合)振興局等の出先機関に対し、改めて周知徹底します。

要望5 検査・評価の実施

回答5 本庁舎や別館庁舎においては、引き続き担当職員による履行状況の確認を実施し、適正な履行確保を図ります。

不良又は不誠実な履行状況については、現行の契約制度においても、不適切な履行については契約解除をすることができ、指名停止などのペナルティを課せることから、現在の制度で対応できるものと考えています。

要望6 複数年契約

回答6 道においては、毎年、業務内容を見直して経費節減を行うこと、及び良質なサービスの提供を受けるための競争性を確保する必要があることから、複数年契約は行わず、契約期間を単年度(1年)としています。

また、WTO物件を指名競争入札の方法によることについては、一般競争入札を原則としている現行制度上、実施は困難であると考えています。

要望7 事業登録における法定研修の確認審査の実施

回答7 建築物衛生法に基づく知事の登録制度は、建築物内の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質向上を目的として設けられたものであり、登録事業者が同法に基づく登録基準に従って、従事者の研修を定期的かつ適切に実施することは大変重要と考えています。

しかし、事業登録における当該研修の第3者機関による確認審査については、同法に基づく登録基準に定めがないことから、事業者への義務付けは難しいものと考えています。

道としては、今後とも、事業者が行う従事者研修が登録基準に基づいた適切なものかを十分に審査するとともに、必要に応じ指導・助言してまいりたいと考えているので、引き続き御理解と御協力をお願いしたい。